

表紙共 4 葉	
仕様書番号	71
作成年月日	令和5年1月13日

大成宿舎給水設備補修工事

陸上自衛隊施設学校

工事件名	大成宿舎給水設備補修工事						図面番号	1/4
図名	表紙						縮尺	—
学校長	副校長	総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長	管財主任	施設管理係	設計者
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班							作成年月日	令和5年1月13日

仕 様 書

- 1 件名：大成宿舍給水設備補修工事
- 2 場所：茨城県ひたちなか市大成町25-1 大成宿舍B棟
- 3 概要：水中ポンプ交換 ×1台（受水槽内）
- 4 種目：機械設備補修 1式
- 5 一般事項
 - (1) 本仕様書及び図面は、陸上自衛隊勝田駐屯地で行う「大成宿舍給水設備補修」について必要事項を規定する。
 - (2) 本補修は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により、確実に実施すること。
 - ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
 - イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
 - (3) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等のメーカー仕様による。
 - (4) 図面の内容と現況とに相違のある場合、図面に明記なき場合又は疑義が生じた場合には、監督官を通じて契約担当官と協議する。
 - (5) 責任施工

施工は、すべて設計図及び工事標準仕様書並びに工事仕様書に示されたとおりとし、完成後の機能を完全に満足させるよう誠実に施工するものとする。
 - (6) 現場代理人及び主任技術者

現場代理人は、施工に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有する者とする。国家資格等を必要とする施工の場合は、その資格を有するものとし、その資格の写しを監督官に1提出するものとする。
 - (7) 工程表

契約相手方は、工程表を監督官に提出し承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。
 - (8) 材料
 - ア 仮設用及び特に示されたもの以外はすべて新品であること。
 - イ 使用する材料は、監督官立会のもと検査を受け、合格したものを使用すること。
 - ウ 使用する主要な材料及び監督官の指定する材料は、見本・カタログ・承認図・施工図を提出して承認を受けること。
 - (9) 現場管理
 - ア 作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにすること。
 - イ 本補修の施工に伴い、他の施設及び物品等に汚損または損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。
 - ウ 使用する電気及び水については、請負業者において持ち込みとする。

- (10) 写真
 - ア 写真はカラーとし、2部を提出するものとする。
 - イ 撮影要領
 - (7) 各工程毎施工前、施工中（外部から明視できなくなる虞のある箇所は確実に撮影する。）及び完成後共同一場所、同一方向から撮影すること。
 - (4) 工事看板（黒板等）には工程等を明瞭に記載すること。
 - (4) 資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。
 - (4) その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。
- (11) 関係書類等の管理
 - ア 関係書類、パソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期すること。
 - イ 契約相手方は、本仕様書等を関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。
- (12) 作業実施日及び作業時間
 - ア 土日及び祝日の作業は原則認めないものとする。
 - イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時限（08:15～17:00）に合わせて実施すること。
 - ウ 作業工工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を得てから作業を実施すること。
- (13) 発生材等の処理
 - ア 金属類の発生材は発生材調書により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬出する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従うこと。
 - イ 産業廃棄物等は選別を行い、リサイクル等再資源化に努めること。
 - ウ 産業廃棄物の処理については、契約相手方の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票E票までの写しのほか、その他監督官の指示するものを提出すること。なお、処理を委託する場合、委託契約書の写しも合わせて提出すること。
- (14) 完成検査
 - ア 契約相手方は監督官と共に、検査官による完成検査を受けるものとし、不合格の場合は契約相手方の負担により是正したした後、再受検すること。
 - イ 完成後検査が不可能または困難な箇所は、その施工にあたり監督官の指示を受ける。
- (15) 環境への配慮に関する要求事項
 - ア 契約相手方は「国等による環境物品等の調達等に関する法律（平成12年法律第100号）」第6条第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基準に適合した工事が実施できること。
 - イ 当該基準については環境省ホームページ「<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>」にアクセスし、契約履行に反映できるように熟知すること。

件 名	大成宿舍給水設備補修工事	図面番号	2/4
図 名	仕様書（1）	縮 尺	-
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	R5. 1. 13

6 特記事項

(1) 交換部品表

名称	規格等	数量	単位
揚水水中ポンプ	株式会社川本製作所 KUR2-505-1.5K	1	台

(2) 試験・試運転調整等

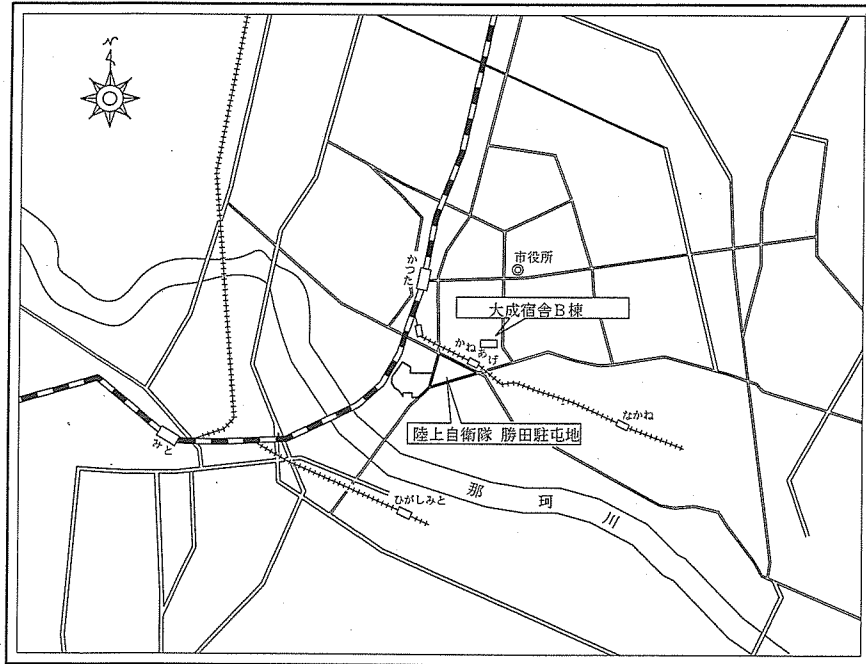
機器据付完了後試運転調整を行い、正常に稼動するかを確認して監督官に報告するものとする。

(3) その他

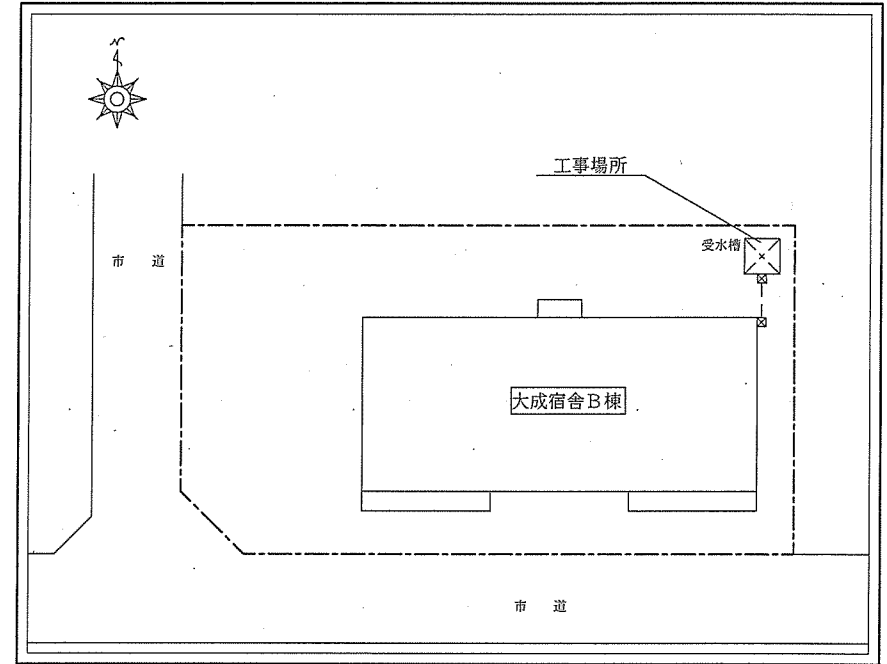
契約相手方は監督官の指示する工事関係資料を提出するものとする。

7 調整先

陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班 工事企画係長
029-274-3211 (代表) 内線251



案内図 S=1/X

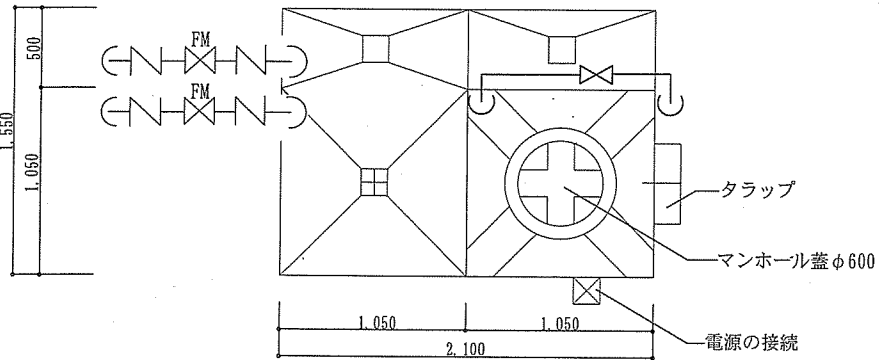


配置図 S=1/X

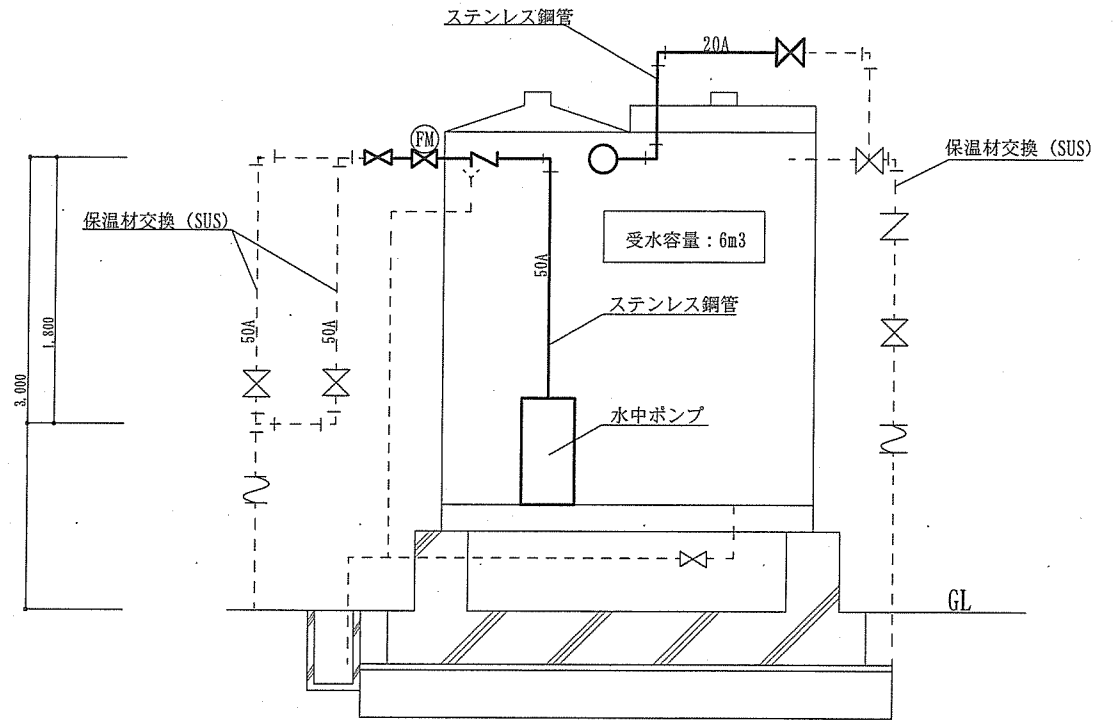
件名	大成宿舎給水設備補修工事	図面番号	3/4
図名	仕様書(2)	縮尺	-
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	R5.1.13

《 工事概要 》

- 1 撤去工事
 - 水中ポンプ・・・・・・・・・・1台
- 2 新設工事等
 - (1) 水中ポンプ(配管接続含む)・・・1台
 - (2) ステンレス鋼管50A・・・・・・・・2.0m
 - (3) ステンレス鋼管20A・・・・・・・・1.5m
 - (4) FMバルブ50A・・・・・・・・1個
 - (5) 玉型弁50A・・・・・・・・2個
 - (6) 逆止弁50A・・・・・・・・2個
 - (7) ボールタップ複式20A・・・・・・・・1個
 - (8) 仕切弁コア内蔵20A×10k・1個
 - (9) 保温材交換・・・・・・・・6.4m
 - (10) 清掃・消毒作業・・・・・・・・1式
 - (11) 電源の接続・・・・・・・・1式
- 3 その他
 - (1) 機器取替後の作動試験・・・・・・・・1式
 - (2) 水質検査・・・・・・・・1式



受水槽平面図 S=1/30



受水槽断面図 S=1/30

件名	大成宿舎給水設備補修工事	図面番号	4/4
図名	仕様書(3)	縮尺	-
陸上自衛隊施設学校総務部管理課管繕班		作成年月日	R5.1.13